



# 山形県公報

令和5年3月17日(金)  
第388号  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……196
- 山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども保育支援課) ……同
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども家庭支援課) ……197
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……198
- 山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……199
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……200
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………(産業技術イノベーション課) ……201
- 山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則…(同) ……205
- 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……同

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……207
- 山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程……………(子ども保育支援課) ……同
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(産業技術イノベーション課) ……208
- 家畜の検査の実施……………(畜産振興課) ……213
- 同……………(同) ……214
- 家畜の注射の実施……………(同) ……215
- 基本測量の終了の通知……………(農村計画課) ……同
- 国土調査の成果の認証……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……216
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……217
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……同
- 特定農業用ため池の指定……………(農村整備課) ……同
- 特定農業用ため池の指定の解除……………(同) ……218
- 悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 悠創の丘の利用料金……………(同) ……219

- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日……………（同）…220
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………（同）…同
- 基本測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…222
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…223
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

**議 会 関 係**

**告 示**

- 山形県議会議員章はい用規程の一部を改正する規程……………225

**公安委員会関係**

**規 則**

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

**病院事業局関係**

**規 程**

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………234

**公 告**

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業振興・経営支援課）…同
- 同……………（同）…235
- 一般競争入札の公告……………（建設企画課）…236
- 同……………（同）…237

**規 則**

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第7号**

**山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年3月県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第5項中「第2条第1項の表第47項第11号」を「第2条第1項の表第48項第11号」に改め、同表第6項中「第2条第1項の表第48項第7号」を「第2条第1項の表第49項第7号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年10月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第3条（）」を「第2条の4第1項、第3条（）」に改め、同条の表中

	入所している者	保育を必要とする子ども（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第10項に規定する保育を必要とする子どもをいう。）に該当する園児（認定こども園法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）	を
第2条の4第1項	利用者に対する支援の提供	園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）	に、
	及び	並びに	
	入所している者	保育を必要とする子ども（認定こども園法第2条第10項に規定する保育を必要とする子どもをいう。）に該当する園児	

「第10条」を「第10条第1項」に改め、「（満3歳未満の園児については、その保育）」を削る。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から前項まで」に、「又は」を「、」に、「をもって」を「又は看護師等をもって」に、「並びに」を「、」に、「の総数」を「並びに看護師等の総数」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

- 11 職員は、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は、補助のため従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第14条第2項の規則で定める措置は、当該児童福祉施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施することとする。

第2条の3を第2条の6とする。

第2条の2の見出しを削り、同条第1項中「以下」を「以下この条において」に改め、同条を第2条の5とし、第2条の次に次の3条を加える。

（安全計画）

第2条の2 条例第7条の2第1項の規則で定める安全に関する事項は、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設の外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項とする。

（車内の児童の見落としのおそれが少ない自動車）

第2条の3 条例第7条の3第2項の規則で定める自動車は、運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としのおそれが少ないと認められるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第2条の4 児童福祉施設（障害児入所施設等を除く。以下この条において同じ。）は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第3条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附則第3項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」を「准看護師（以下この項において「看護師等」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年3月県規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の第2条の2」を「山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第2条の5」に改める。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第10号

##### 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

「 5,160 」

「 5,690 」

別表中	を	14,800	に、	9,060	を	8,970	に、「	650	を「	660
		18,400		15,600		3,470		3,070		
		3,170		19,800		17,000		18,200		
		12,900		3,340		60,000		62,400		
		8,620		14,900		5,160		5,690		
		15,500		8,320		9,060		8,970		
		19,000	2,210	2,310						
			12,700	13,700						
			47,800	50,600						
			5,160	5,690						
			9,060	8,970						

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

山形県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則（昭和54年11月県規則第60号）の一部を次のように改正する。第19条第2項中「写し」を「写し（年金受給権者が県の区域外に住所を有する場合に限る。）」に改める。別記様式第1号中「（記名押印又は署名）」を削り、

確認印		確認欄	
この制度に関する重要事項を記載した書面の内容を確認し、受領しました。	を	この制度に関する重要事項を記載した書面の内容を確認し、受領しました。	に改める。
また、この制度が加入目的に合致していることも確認しています。		また、この制度が加入目的に合致していることも確認しています。	

別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第9号、別記様式第14号、別記様式第17号、別記様式第17号の2及び別記様式第20号中「（記名押印又は署名）」を削る。

別記様式第21号中「（記名押印又は署名）」を削り、「ただし、」を「年金受給権者が県の区域外に住所を有する場合に限る。）及び戸籍の抄本（」に、「は、戸籍の抄本」を「に限る。」に改める。

別記様式第22号から別記様式第25号までの規定中「（記名押印又は署名）」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改

**正する規則**

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第4条に次の1項を加える。

- 8 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第33条の2を第33条の4とし、第33条の次に次の2条を加える。

（安全計画）

第33条の2 条例第17条の2第1項の規則で定める安全に関する事項は、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所の外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項とする。

（車内の障害児の見落としのおそれが少ない自動車）

第33条の3 条例第17条の3第2項の規則で定める自動車は、運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものとする。

第43条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第48条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第54条中「第33条」を「第33条の4」に改める。

第59条中「第35条第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

第62条の6中「第34条、第35条」を「第33条の2、第33条の4から第35条まで」に、「第35条第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

第67条中「第35条（）」を「第33条の2、第33条の4、第35条（）」に、「第35条第1号」を「第35条第1項第1号」に改める。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第13号****山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則

第16号)の一部を次のように改正する。

第33条の2を第33条の3とし、第33条の次に次の1条を加える。

(安全計画)

第33条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める安全に関する事項は、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設の外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項とする。

第48条中「第33条」を「第33条の3」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第3条を第4条とし、第2条を第3条とする。

第1条の2第4項中「第2条」を「次条」に改め、同条を第2条とする。

第5条中「使用者」を「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

別表中

540円
520円
470円
290円
260円
370円

を

550円
570円
480円
310円
270円
400円

に、

低温恒温恒湿機	1時間	2,040円
微粉碎機	1時間	430円
粗粉碎機	30分	2,100円
土練機	30分	540円

を

超低温恒温恒湿器	1時間	1,870円
微粉碎機	1時間	440円
粗粉碎機	30分	2,150円
土練機	30分	560円

に、

ゼータ電位粒度分布測定装置	30分	2,250円
パン型造粒機	1時間	670円
熱定数測定装置	1時間	3,000円
加圧成形機	1時間	820円
陶芸用焼成炉	1時間	1,280円
落下衝撃試験装置	30分	2,070円
小型環境試験機	1時間	670円
振動試験装置	1時間	2,410円

を

ゼータ電位粒度分布測定装置	30分	2,260円
パン型造粒機	1時間	690円
加圧成形機	1時間	830円
陶芸用焼成炉	1時間	1,290円
落下衝撃試験装置	30分	2,110円
小型環境試験機	1時間	700円
振動試験装置	1時間	2,610円

に、

電気計測機器	30分	530円
耐水試験機	1時間	1,000円
産業用ロボット	1時間	1,000円
単腕型協働ロボット	1時間	1,590円
双腕型協働ロボット	1時間	1,890円
生産シミュレーションシステム	1時間	2,150円
汎用シミュレーションシステム	1時間	1,390円

原子間力顕微鏡	30分	3,910円
材料試験機	30分	1,480円。 ただし、高温用大気炉及び恒温槽を使用する場合には、2,120円
微小材料試験機	30分	2,200円
分析走査電子顕微鏡	1時間	2,460円
電界放出形走査電子顕微鏡	1時間	6,610円
イオンミリング装置	1時間	3,140円
電子プローブマイクロアナライザー	1時間	8,820円

を

電気計測機器	30分	540円
耐水試験機	1時間	1,030円
産業用ロボット	1時間	1,080円
単腕型協働ロボット	1時間	1,610円
双腕型協働ロボット	1時間	1,900円
生産シミュレーションシステム	1時間	2,160円
汎用シミュレーションシステム	1時間	1,950円
リモート接続端末	30分	150円
原子間力顕微鏡	30分	3,990円



材料試験機	30分	1,490円。 ただし、高温用大気炉及び恒温槽を使用する場合には、2,160円
微小材料試験機	30分	2,210円
分析走査電子顕微鏡	1時間	2,700円
電界放出形走査電子顕微鏡	1時間	6,650円
イオンミリング装置	1時間	3,150円
電子プローブマイクロアナライザー	1時間	8,850円

に、「5,830円」を

2,810円
7,410円
350円
720円
2,310円
3,810円
2,870円

「5,870円」に、「1,140円」を「1,160円」に、

2,830円
7,430円
400円
740円
2,380円
3,830円
2,880円

に、

NC創成放電加工機	30分	2,700円
ワイヤーカット放電加工機	30分	2,010円
NC形彫放電加工機	30分	2,430円
細穴放電加工機	30分	1,450円
環境型微細プレス加工装置	30分	3,480円
光学設計システム	30分	770円
三次元測定機	30分	1,250円
超高精度三次元測定機	30分	3,140円
表面粗さ輪郭形状測定機	30分	1,770円

を

ワイヤーカット放電加工機	30分	2,020円
NC形彫放電加工機	30分	2,440円
細穴放電加工機	30分	1,460円
環境型微細プレス加工装置	30分	3,510円
光学設計システム	30分	790円
超音波楕円振動切削加工システム	30分	1,590円
三次元測定機	30分	1,270円
超高精度三次元測定機	30分	3,150円
表面粗さ輪郭形状測定機	30分	1,960円

に、「1,290円」を

「1,300円」に、「3,070円」を「3,080円」に、

振動解析システム	30分	1,000円
射出成形機	30分	880円
アイゾット衝撃試験機	1時間	330円
混練押出機	1時間	2,350円
荷重たわみ温度試験機	1時間	990円

を

熱プレス	1時間	660円
メルトインデクサー	30分	1,500円

振動解析システム	30分	1,090円
射出成形機	30分	1,040円
アイゾット衝撃試験機	1時間	340円
シャルピー衝撃試験機	30分	1,040円
混練押出機	1時間	2,360円
荷重たわみ温度試験機	1時間	1,000円
熱プレス	1時間	680円
メルトインデクサー	30分	1,540円

2,280円
510円
570円
2,040円
730円
1,220円

に、を

2,310円
530円
580円
2,060円
760円
1,240円

に、「640円」を「650円」に、

470円
7,310円
50円
590円

を

480円
7,320円
60円
600円

に、「410円」を「420円」に、

1,570円
2,180円
790円
810円

を

1,630円
2,250円
820円
840円

に、「2,200円  
1,440円」を「2,200円  
1,490円」に、

580円
450円

を

590円
460円

370円
590円
2,550円
2,160円
5,120円
3,730円
970円

を

380円
600円
2,560円
2,190円
5,150円
3,750円
980円

に、

2,690円
1,630円
1,780円

を

540円
390円
960円
1,990円
1,600円
590円
2,860円

550円
420円
1,170円
2,020円
1,610円
660円
2,920円

<table border="1"> <tr><td>3,090円</td></tr> <tr><td>1,670円</td></tr> <tr><td>1,800円</td></tr> </table>	3,090円	1,670円	1,800円	に、	<p>3,070円。 ただし、金又は白金族金属の膜を形成しようとする場合にあつては、</p> <table border="1"> <tr><td>6,470円</td></tr> <tr><td>2,970円</td></tr> <tr><td>2,750円</td></tr> <tr><td>790円</td></tr> <tr><td>2,310円</td></tr> <tr><td>880円</td></tr> <tr><td>560円</td></tr> <tr><td>630円</td></tr> <tr><td>1,410円</td></tr> <tr><td>360円</td></tr> <tr><td>5,280円</td></tr> <tr><td>460円</td></tr> <tr><td>8,810円</td></tr> </table>	6,470円	2,970円	2,750円	790円	2,310円	880円	560円	630円	1,410円	360円	5,280円	460円	8,810円	を	<p>3,420円。 ただし、金又は白金族金属の膜を形成しようとする場合にあつては、</p> <table border="1"> <tr><td>10,150円</td></tr> <tr><td>3,070円</td></tr> <tr><td>2,770円</td></tr> <tr><td>830円</td></tr> <tr><td>2,400円</td></tr> <tr><td>980円</td></tr> <tr><td>570円</td></tr> <tr><td>650円</td></tr> <tr><td>1,420円</td></tr> <tr><td>390円</td></tr> <tr><td>5,350円</td></tr> <tr><td>470円</td></tr> <tr><td>10,520円</td></tr> </table>	10,150円	3,070円	2,770円	830円	2,400円	980円	570円	650円	1,420円	390円	5,350円	470円	10,520円	に、	<table border="1"> <tr><td>4,090円</td></tr> <tr><td>3,660円</td></tr> <tr><td>3,150円</td></tr> <tr><td>2,080円</td></tr> <tr><td>1,830円</td></tr> <tr><td>1,570円</td></tr> <tr><td>2,310円</td></tr> <tr><td>2,430円</td></tr> <tr><td>1,420円</td></tr> <tr><td>1,440円</td></tr> <tr><td>1,490円</td></tr> <tr><td>860円</td></tr> <tr><td>940円</td></tr> </table>	4,090円	3,660円	3,150円	2,080円	1,830円	1,570円	2,310円	2,430円	1,420円	1,440円	1,490円	860円	940円	を	<table border="1"> <tr><td>4,110円</td></tr> <tr><td>3,690円</td></tr> <tr><td>3,170円</td></tr> <tr><td>2,100円</td></tr> <tr><td>1,850円</td></tr> <tr><td>1,600円</td></tr> <tr><td>2,330円</td></tr> <tr><td>2,460円</td></tr> <tr><td>1,440円</td></tr> <tr><td>1,460円</td></tr> <tr><td>1,510円</td></tr> <tr><td>890円</td></tr> <tr><td>960円</td></tr> </table>	4,110円	3,690円	3,170円	2,100円	1,850円	1,600円	2,330円	2,460円	1,440円	1,460円	1,510円	890円	960円	に改める。
	3,090円																																																															
	1,670円																																																															
	1,800円																																																															
	6,470円																																																															
	2,970円																																																															
	2,750円																																																															
	790円																																																															
	2,310円																																																															
	880円																																																															
	560円																																																															
	630円																																																															
	1,410円																																																															
	360円																																																															
	5,280円																																																															
	460円																																																															
8,810円																																																																
10,150円																																																																
3,070円																																																																
2,770円																																																																
830円																																																																
2,400円																																																																
980円																																																																
570円																																																																
650円																																																																
1,420円																																																																
390円																																																																
5,350円																																																																
470円																																																																
10,520円																																																																
4,090円																																																																
3,660円																																																																
3,150円																																																																
2,080円																																																																
1,830円																																																																
1,570円																																																																
2,310円																																																																
2,430円																																																																
1,420円																																																																
1,440円																																																																
1,490円																																																																
860円																																																																
940円																																																																
4,110円																																																																
3,690円																																																																
3,170円																																																																
2,100円																																																																
1,850円																																																																
1,600円																																																																
2,330円																																																																
2,460円																																																																
1,440円																																																																
1,460円																																																																
1,510円																																																																
890円																																																																
960円																																																																

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表工業技術センター所長の項委任事項の欄第2項第1号中「第1条の2第2項」を「第2条第2項」に改め、同項第2号中「第1条の2第3項」を「第2条第3項」に改め、同項第3号中「第2条」を「第3条」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県高度技術研究開発センター条例施行規則（平成6年2月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「4,770円」を「4,890円」に、

<table border="1"> <tr><td>拡声装置</td></tr> <tr><td>オーバーヘッドプロジェクター</td></tr> <tr><td>スライド映写機</td></tr> </table>	拡声装置	オーバーヘッドプロジェクター	スライド映写機	を	100円
	拡声装置				
	オーバーヘッドプロジェクター				
スライド映写機					
100円					
100円					

に改める。

<table border="1"> <tr><td>拡声装置</td></tr> </table>	拡声装置	100円
拡声装置		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第16号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第8号イ中「又は」を「、」に、「保護が」を「保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が」に改め、同号に次のように加える。

ハ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター（ニにおいて「配偶者暴力相談支援センター」という。）により配偶者からの暴力を理由に保護された旨の証明を受けている者

ニ 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所その他行政機関又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体により配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認を受けている者

第16条の4第1号中「（昭和26年法律第45号）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（管理の特例）

第16条の5 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条、第3条、第5条、第7条の2から第9条まで、第12条、第13条の2、第14条第1項、第14条の2及び第16条の2	知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
第2条、第3条、第5条、第6条第1項、第7条、第7条の2、第9条、第16条及び第16条の2	条例	条例第26条の4の規定により読み替えて適用する条例

「山形県知事

別記様式第1号（表）中「山形県知事 殿」を（市町村長） 殿 に改め、同様式（表）の（山形県住宅供給公社理事長） 」

注書第2項中「第4条」を「第4条（第26条の4の規定により読み替えて適用する同条例第4条）」に改める。

「山形県知事

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名 印」を（市町村長） 印 に改め（山形県住宅供給公社理事長） 」

る。

「山形県知事

別記様式第3号中「山形県知事 氏 名 印」を（市町村長） 印 に改める。（山形県住宅供給公社理事長） 」

「山形県知事

別記様式第4号中「山形県知事 氏 名 殿」を（市町村長） 殿 に改める。（山形県住宅供給公社理事長） 」

「山形県知事

別記様式第6号中「山形県知事 氏 名 印」を（市町村長） 印 に改める。（山形県住宅供給公社理事長） 」

「山形県知事

別記様式第6号の2中「山形県知事 氏 名 印」を（市町村長） 印 に改める。（山形県住宅供給公社理事長） 」

別記様式第7号、別記様式第8号及び別記様式第16号中「山形県知事 氏 名 殿」を

「山形県知事

（市町村長） 殿 に改める。

（山形県住宅供給公社理事長） 」

「山形県知事

別記様式第18号の2及び別記様式第19号中「山形県知事 殿」を（市町村長） 殿 に改める。  
（山形県住宅供給公社理事長） 」

別記様式第19号の2から別記様式第21号までの規定中「山形県知事 氏 名 殿」を  
「山形県知事  
（市町村長） 殿 に改める。  
（山形県住宅供給公社理事長） 」

別記様式第21号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を（市町村長） 殿 に、「の規定」  
（山形県住宅供給公社理事長） 」  
を「（第26条の4の規定により読み替えて適用する同条例第25条の2第1項）」に改める。

別記様式第22号（表）中「山形県知事 氏 名 印」を（市町村長） 印 に改め、同  
（山形県住宅供給公社理事長） 」  
様式（裏）を次のように改める。

（裏）

山形県県営住宅条例抜粋

（立入検査）

第25条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは知事の指示した者に当該住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときはあらかじめ当該住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（管理の特例）

第26条の4 法第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

— 略 —		
第23条及び第25条第1項	知事の	市町村長若しくは山形県住宅供給公社の理事長の
第25条第1項	知事は	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長は

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和5年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月16日閉会した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第142号

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程の一部を改正する規程

山形県認定こども園の認定の要件に係る基準及び運営の基準に関する規程（平成18年10月県告示第932号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条中「別表第7項第5号」を「別表第7項第7号」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（車内の子どもの見落としのおそれが少ない自動車）

第14条 条例別表第7項第6号の知事が別に定める自動車は、運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものとする。

附則第3項中「附則第6項」を「附則第7項」に改める。

附則第6項の表中

前項	条例別表第2項第1号から第3号までの規定により保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない者	保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者	を 改
附則第5項	条例別表第2項第1号から第3号までの規定により保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない者	保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると知事が認める者	
前項	条例別表第2項第1号の規定により保育士でなければならない者	看護師等	

め、同項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 条例別表第2項第1号の規定により保育士でなければならない者は、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

山形県告示第143号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の項の表を次のように改める。

項 目		試 験 項 目	単 位	金 額
強度試験	工業材料	一般材料試験（強度、伸び、曲げ等）	1 試験 1 項目	660円。ただし、特殊な環境又は試料採取を要するものにあつては、3,290円
		微小材料強度試験	1 試験 1 項目	1,510円

		硬さ試験	1 試験 1 試料	540円
		硬さ分布試験	1 試験 1 試料	4,040円。ただし、測定点が10を超える場合は、4,040円にその10を超える測定点1点につき320円を加算した額
		衝撃試験（金属類）	1 試験 1 試料	360円。ただし、常温以外の処理を要するものにあつては、1,750円
		衝撃試験（プラスチック類）	1 試験 1 試料	650円
	土木建設材料	圧縮試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	1,350円
		曲げ試験（コンクリート類）	1 試験 1 試料	2,460円
		建設用鋼材試験（強度、伸び、曲げ等）	1 試験 1 項目	2,180円
	工業製品	側方荷重試験	1 試験 1 試料	3,330円
		鉛直荷重試験	1 試験 1 試料	3,330円
		繰り返し試験	1 試験 1 試料	8,110円
土木建設製品	圧縮試験（コア供試体）	1 試験 1 試料	3,310円	
	大型製品試験（コンクリート二次製品等）	1 試験 1 試料	5,860円	
種別物性試験	繊維	一般物性試験(A)(静電気、摩耗、滑脱、より数、ピリング、寸法変化率、織度等)	1 試験 1 試料	1,210円
		一般物性試験(B)(水分、重さ、引裂、撥 <sup>は</sup> 水等)	1 試験 1 試料	1,010円
		染色堅ろう度試験(A)(汗耐光、塩素処理水、マーセライジング等)	1 試験 1 試料	2,330円
		染色堅ろう度試験(B)(汗、窒素酸化物、ドライクリーニング等)	1 試験 1 試料	1,320円
		染色堅ろう度試験(C)(洗濯、水、熱湯、摩擦、ホットプレス等)	1 試験 1 試料	840円
		遊離ホルムアルデヒド試験	1 試験 1 試料	2,470円
		整染試験	1 試験 1 試料	2,190円
		ウエスケーター洗濯試験	1 試験 1 試料	3,290円
		マーチンデール摩耗試験	1 試験 1 試料	2,290円

		繊維定量試験(油脂分、糊付着量等)	1 試験 1 試料	1,680円
		織物組織分解試験	1 試験 1 試料	3,360円
食品		物理試験	1 試験 1 試料	2,780円
		物性試験	1 試験 1 試料	5,220円
		微生物試験	1 試験 1 試料	5,520円
その他		ホルムアルデヒド放散量試験(デシケート法)	1 試験 1 試料	10,370円
		木材含水率試験	1 試験 1 試料	940円
		塗料性能試験	1 試験 1 試料	1,590円
共通物性試験		温湿度環境試験(大型)	1 試験 24時間	28,000円
		温湿度環境試験(小型)	1 試験 8時間	5,680円
		測色試験	1 試験 1 試料	640円
		塩水噴霧試験	1 試験 24時間	5,360円
		複合サイクル試験	1 試験 8時間	5,000円
		密度測定(見掛密度、かさ密度等)	1 試験 1 試料	3,520円
		粒度分布測定試験	1 試験 1 試料	3,240円
		紫外線カーボンアーク灯光試験	1 試験 1 試料	2,060円
		キセノンアーク灯光試験	1 試験 1 試料	3,000円
		テーバー式摩耗試験	1 試験 1 試料	13,400円
		ピーエッチ測定試験	1 試験 1 試料	2,220円
		熱膨張測定試験	1 試験 1 試料	5,130円
		メルトフローレート測定試験	1 試験 1 試料	3,730円
		荷重たわみ温度測定試験	1 試験 1 試料	4,220円
		落下衝撃試験	1 試験 1 試料	3,530円
	振動試験	1 試験 1 試料	4,870円	



精密測定試験	精密測定試験（並級）	1 試験 1 試料	1,680円
	精密測定試験（中級）	1 試験 1 試料	3,640円
	精密測定試験（精級）	1 試験 1 試料	4,630円
非破壊試験	エックス線検査（フィルム）	1 試験 1 試料	2,240円
	エックス線検査（デジタル）	1 試験 1 試料	1,490円
	エックス線テレビ検査	1 試験 1 試料	3,290円
	マイクロフォーカスエックス線検査	1 試験 1 試料	3,710円
	サブミクロンフォーカスエックス線検査	1 試験 1 試料	4,530円
	エックス線CT検査（低解像）	1 試験 1 試料	4,900円
	エックス線CT検査（標準）	1 試験 1 試料	9,590円
	エックス線CT検査（高解像）	1 試験 1 試料	14,300円
	三次元エックス線CT検査	1 試験 1 試料	9,800円。ただし、測定時間が1時間を超える場合は、9,800円にその1時間を超える測定時間30分につき3,820円を加算した額
	エックス線透過像判定	1 試験 1 試料	310円
動作解析	1 時間	6,770円	
顕微鏡試験	顕微鏡写真、マクロ写真	1 試験 1 試料	2,870円
	電子顕微鏡写真	1 試験 1 試料	5,510円
	電界放出形走査電子顕微鏡写真	1 試験 1 試料	7,240円
	原子間力顕微鏡像	1 試験 1 試料	5,780円
	画像解析	1 試験 1 項目	1,640円
ロボット模擬動作試験	ロボット模擬動作試験（産業用ロボット）	1 時間	3,600円
	ロボット模擬動作試験（単腕型協働ロボット）	1 時間	4,130円
	ロボット模擬動作試験（双腕型協働ロボット）	1 時間	4,420円

工程分析試験	1時間	4,680円
--------	-----	--------

2分析の項の表中  

6,070円
1,540円
17,000円

を

6,200円
1,670円
17,100円

に、「18,700円」を「18,900円」に、「3,250

円」を「3,260円」に、  

6,450円
7,760円

を

6,540円
7,850円

に、「14,700円」を「14,800円」に、

「5,030円」を「5,040円」に、  

13,000円
9,230円
8,270円
3,290円
5,430円
5,100円
3,350円
11,800円
10,500円
8,980円
9,870円
910円
5,760円
5,240円
9,870円
5,600円
8,730円
6,410円
5,400円
13,400円

を

13,200円
9,340円
8,360円
3,360円
5,540円
5,220円
3,410円
12,100円
10,900円
9,240円
9,990円
940円
5,930円
6,080円
9,990円
5,730円
8,860円
6,550円
5,550円
13,700円

に、  

8,570円
9,570円
11,500円
3,180円

を

「  

8,860円
9,720円
11,800円
3,270円

」に改める。

3加工の項の表中  

720円
1,680円
5,070円
2,620円
2,280円
3,420円
3,560円
880円
5,780円
10,600円

を

730円
1,740円
5,140円
2,680円
2,320円
3,450円
3,590円
900円
5,900円
10,830円

に、  

2,030円
5,280円
10,200円

を

「  

2,170円
5,790円
12,000円

」に改める。

4デザイン、モデル製作 (1) デザインの項の表中

193,000円	105,000円	52,800円	26,900円	14,000円
99,200円	56,700円	27,800円	14,600円	7,560円

を

198,000円	108,000円	54,200円	27,600円	14,400円
101,000円	58,200円	28,500円	15,000円	7,730円

に改め、4デザイン、モデル製作(2)モデル

製作の項の表中「2,930円」を「3,050円」に、「4,910円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グ

ラムにつき1,000円」を「4,910円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,070円」に、「2,980円」を「3,100円」に、「4,460円。」を「4,570円。」に、「4,460円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,000円」を「4,570円にその10グラムを超える樹脂の使用量10グラムにつき1,040円」に、

4,440円	4,560円
3,030円	3,120円

を

に改める。

5成績書複製の項中「630円」を「640円」に改める。

6記録写真撮影の項中「440円」を「450円」に改める。

山形県告示第144号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

山形県知事 吉村美栄子

1 実施の目的

牛のヨーネ病及び蜜蜂の腐蝕病の発生を予防し、並びに牛のブルセラ症、結核及びアカバネ病の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、鶴岡市、新庄市、上山市、尾花沢市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、最上郡金山町、同郡舟形町、東置賜郡川西町、西置賜郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のヨーネ病、ブルセラ症及び結核の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のヨーネ病の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛（4から6までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5に該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

蜜蜂の腐蛆病の検査	採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの
牛のブルセラ症及び結核の検査	1 種付けの用又は搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している輸入牛（2に該当するものを除く。）で別に定める基準日において輸入から1年以上を経過しているもの（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたものを除く。）であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（牛のブルセラ症及び結核の検査を受けたもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 3 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
牛のアカバネ病の検査	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越冬していない牛

4 実施の期日及び場所

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (2) 蜜蜂の腐蛆病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (3) 牛のブルセラ症の検査にあつては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (4) 牛の結核の検査にあつては、ツベルクリン検査、疫学的検査及び臨床検査
- (5) 牛のアカバネ病の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第145号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。

- (1) 死亡前に家畜伝染病予防法第13条の2第1項及び第4項並びに家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項第5号の規定に基づく同法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第4項の農林水産大臣の指定する検体並びに同令第9条第2項第5号の農林水産大臣が指定する症状（平成23年農林水産省告示第1865号）第3号に規定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体
- (2) 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体であつて、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していたもの
- (3) 月齢又は推定月齢が満96月以上で死亡した牛の死体

4 実施の期日及び場所

- (1) 期日 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 場所 山形市大字中野字的場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

#### 山形県告示第146号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する注射を受けることを命ずる。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 実施の目的  
豚及びいのししの豚熱の発生を予防するため
- 2 実施する区域  
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
飼養している豚及びいのししであって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日及び場所  
令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所
- 5 注射の方法  
皮下又は筋肉内注射

#### 山形県告示第147号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
西置賜郡白鷹町
- 2 基本測量を実施した期間  
令和4年7月1日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

#### 山形県告示第148号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
- 2 調査を行った期間  
平成31年3月7日から令和3年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
飯塚町の一部
- 5 認証年月日  
令和5年3月8日

#### 山形県告示第149号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
  - 2 調査を行った期間  
平成31年3月7日から令和3年3月19日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
飯塚町、横道及び八日町の各一部
  - 5 認証年月日  
令和5年3月8日
- 

**山形県告示第150号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
  - 2 調査を行った期間  
令和2年5月26日から令和4年3月18日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字十文字、大字大森及び大字漆山の各一部
  - 5 認証年月日  
令和5年3月8日
- 

**山形県告示第151号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称  
山形市
  - 2 調査を行った期間  
令和2年5月26日から令和4年3月18日まで
  - 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
山形市地籍図及び地籍簿
  - 4 調査地域  
大字青柳及び大字十文字の各一部
  - 5 認証年月日  
令和5年3月8日
- 

**山形県告示第152号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
上山市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
上山市金生東二丁目15番26号

3 認可年月日  
令和5年3月10日

**山形県告示第153号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、戸沢村土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	荒 川 健 一	最上郡戸沢村大字名高958番地

**山形県告示第154号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、戸沢村土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	荒 川 圭 司	最上郡戸沢村大字名高957番地1号

**山形県告示第155号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日  
令和5年3月10日

**山形県告示第156号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定年月日
塔ノ沢	村山市大字湯野沢字塔ノ沢 地内	令和 5. 3. 7
新堤	村山市大字土生田 地内	同

中里	長井市草岡字梨ノ木平 地内	同
西光寺	長井市草岡字西光寺 地内	同
南沢山（2）	南陽市小岩沢字南沢山 地内	同
仏光寺	南陽市元中山字竹原 地内	同

**山形県告示第157号**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除年月日
荒沢用水池	鶴岡市大荒荒沢前 地内	令和 5. 3. 7
深沢下池	鶴岡市谷定字深沢 地内	同
新宿	西村山郡朝日町大字新宿字久保田 地内	同
河原沢ため池2号	東置賜郡川西町大字玉庭字河原沢 地内	同
御宿入ため池1号	東置賜郡川西町大字大舟字御宿沢 地内	同

**山形県告示第158号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、悠創の丘の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
展示研修施設	午前9時から午後5時まで	1 毎月の第1月曜日及び第3月曜日 （これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、これらの日後においてこれらの日に最も近い休日でない日） 2 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで



山形県告示第159号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,770円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分	利 用 料 金				
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで		
展示研修施設	展示室1	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	570円	760円	1,520円
			上記以外の場合	1時間当たり 190円		
		入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	2,250円	3,000円	6,000円
			上記以外の場合	1時間当たり 750円		
	展示室2	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	390円	520円	1,040円
			上記以外の場合	1時間当たり 130円		
		入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	1,650円	2,200円	4,400円
			上記以外の場合	1時間当たり 550円		
研修室		1時間当たり 420円				

備考

- 1 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 2 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第160号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
スケートパーク	午前9時から午後5時まで	1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の3月31日まで
グラウンド・ゴルフ場 多目的広場	午前9時から午後5時まで	1 月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の3月31日まで

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第161号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	730円

条例第5条第1項第2号に掲げる行為	都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	310円
		1日につき	3,100円
	都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場合	1時間につき	340円
		1日につき	3,400円
	上記以外の場合	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施設	区分		利用料金	
スケートパーク	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1日当たり 10,290円	
		上記以外の場合	1日当たり 20,580円	
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	児童生徒等が使用する場合	1人12回当たり 1,300円
		上記以外の場合	1人12回当たり 2,600円	
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり 130円
		上記以外の場合	1人1日当たり 260円	
グラウンド・ゴルフ場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	最初の4時間までにつき2,050円とし、以後1時間ごとに510円を加算した額	
		上記以外の場合	最初の4時間までにつき4,100円とし、以後1時間ごとに1,020円を加算した額	
	上記以外の場合	シーズン券による使用の場合	児童生徒等が使用する場合	1人当たり 2,500円
		上記以外の場合	1人当たり 5,000円	
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1日当たり 50円

		上記以外の場合	1人1日当たり 100円
多目的広場	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	最初の4時間までにつき 1,020円とし、以後1時間ごとに250円を加算した額
		上記以外の場合	最初の4時間までにつき 2,060円とし、以後1時間ごとに510円を加算した額

備考

- 1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 回数券及びシーズン券の有効期限は、発行年の最終開場日までとする。
- 3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

山形県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

山形県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市金沢
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年10月11日から令和5年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

山形県告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき西川町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
(1) 種類 西川都市計画下水道

(2) 名称 西川町公共下水道

2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第165号

次の開発行為は、完了した。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和4年7月19日 指令村総建第227号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字山辺字西町755番2、759番2、761番、766番3の一部、764番1の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

山形市城西町四丁目4番13号 株式会社太平堂不動産

山形県告示第166号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	米沢駅前支店	〃 駅前二丁目1番38号	〃 〃
〃	長井支店	長井市栄町7番34号	〃 〃

を

〃	長井支店	長井市栄町7番34号	〃 〃
---	------	------------	-----

に、

〃	米沢西支店 西大通出張所	〃	〃 〃
〃	米沢駅前支店 米沢東出張所	〃 駅前二丁目1番38号	〃 〃

を

〃	米沢駅前支店 米沢東出張所	〃	〃 〃
〃	米沢駅前支店	〃	〃 〃
〃	米沢西支店 西大通出張所	〃	〃 〃

に改める。

別表第6中

米沢北出張所	〃 〃	〃 〃	〃 〃
米沢東出張所	〃 大字川井字上谷地123番地	〃 〃	〃 〃
長井出張所	長井市栄町4番11号	〃 〃	〃 〃
あやめ支店	〃 時庭1855番地の3	〃 〃	〃 〃
西根出張所	〃 川原沢228番地	〃 〃	〃 〃
赤湯出張所	南陽市柵塚1265番地	〃 〃	〃 〃
沖郷出張所	〃 郡山1039番地	〃 〃	〃 〃
南陽支店	〃 宮内864番地	〃 〃	〃 〃

を

米沢中央支店	〃 窪田町藤泉129番地1	〃 〃	〃 〃
あやめ支店	長井市時庭1855番地の3	〃 〃	〃 〃
南陽支店	南陽市宮内864番地	〃 〃	〃 〃

に、

〃 大泉支所

を

〃 中央支所

に、

上郷支所	〃 みずほ20番地3	〃 〃	〃 〃
大山支所	〃 大山二丁目25番25号	〃 〃	〃 〃
西郷支所	〃 下川字樋渡49番地の11	〃 〃	〃 〃

を

西郷支所	下川字樋渡49番 地の11	〃	〃	〃	〃
------	------------------	---	---	---	---

に改める。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は、同月27日から施行する。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第2号

山形県議会議員章はい用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

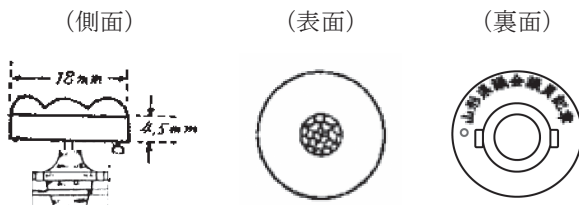
山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

山形県議会議員章はい用規程の一部を改正する規程

山形県議会議員章はい用規程（昭和34年5月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「き損した」を「毀損した」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別記図式を次のように改める。



附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現に交付されている改正前の別記図式の規定による議員章は、改正後の同図式の規定による議員章とみなす。

公 安 委 員 会 関 係

規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第3号

山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 安全運転管理者等（第16条―第20条の2）」を「第5章 安全運転管理者等（第16条―第20条の2）  
第5章の2 特定自動運行等（第20条の3―  
第20条の5）」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。  
（遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示）

第8条の3 法第15条の6の規定による指示は、別記様式第5号の2の遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に

関する指示書により行うものとする。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 特定自動運行等

（特定自動運行の許可に関する意見の聴取）

第20条の3 法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、別記様式第21号の2の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）により行うものとする。

2 施行規則第9条の22の規定による意見の聴取は、別記様式第21号の3の特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）により行うものとする。

（特定自動運行に関する指示）

第20条の4 法第75条の26第1項の規定による指示は、別記様式第21号の4の特定自動運行に関する指示書により行うものとする。

（特定自動運行に係る行政処分に関する意見の聴取）

第20条の5 法第75条の26第2項の規定による意見の聴取は、別記様式第21号の5の特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書により行うものとする。

別表第1中

高齢運転者等標章申請書（施行規則別記様式第1の3の2）	警察署長
高齢運転者等標章記載事項変更届（施行規則別記様式第1の3の4）	
高齢運転者等標章再交付申請書（施行規則別記様式第1の3の5）	

を

遠隔操作型小型車使用届出書（施行規則別記様式第1の3の4）	警察本部長
高齢運転者等標章申請書（施行規則別記様式第1の3の5）	警察署長
高齢運転者等標章記載事項変更届（施行規則別記様式第1の3の7）	
高齢運転者等標章再交付申請書（施行規則別記様式第1の3の8）	

に、

制限外けん引の許可申請書（施行規則別記様式第5）	出発地を管轄する警察署長
--------------------------	--------------

を

制限外けん引の許可申請書（施行規則別記様式第5）	出発地を管轄する警察署長
特定自動運行許可証再交付申請書（施行規則別記様式第5の8）	警察本部長
特定自動運行許可申請書（施行規則別記様式第5の9）	
特定自動運行計画変更許可申請書（施行規則別記様式第5の10）	
特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書（施行規則別記様式第5の11）	

に改める。



別記様式第5号の次に次の1様式を加える。  
 様式第5号の2（第8条の3関係）

（表）

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書  殿  <div style="text-align: right;">                     年 月 日                      山形県公安委員会 印                 </div>	
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
届 出 番 号 等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（裏）

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

別記様式第21号の次に次の4様式を加える。  
 様式第21号の2（第20条の3関係）

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日  
 山形県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。

つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- 一 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- 二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- 三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

- 備考 1 不要な文字は、横線で消すこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第21号の3（第20条の3関係）

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日  
山形県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第21号の4（第20条の4関係）

（表）

特定自動運行に関する指示書  殿  <div style="text-align: right;">                     年 月 日                      山形県公安委員会 印                 </div>	
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏 名 又 は 名 称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（裏）

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

様式第21号の5（第20条の5関係）

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日  
山形県公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）のとおり、 を行うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。  
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。  
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

- 備考 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第3号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月17日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。  
本則の表中

宿泊施設使用料	河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合	1泊につき	5,500円	を	
宿泊施設使用料	河北病院における健康診断を受けるに当たり河北病院長が指定する宿泊施設を利用する場合	食事を検査食とする場合	1泊につき	5,000円	に改める。
		上記以外の場合	1泊につき	5,500円	

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和5年7月18日まで縦覧に供する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ウエルシア酒田ゆたか店  
酒田市ゆたか一丁目15番20号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社大地建設 新庄市角沢字東虫森1171番地5  
代表取締役 菅 良一
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

名 称	住 所
(仮称) ウエルシア酒田北店	酒田市ゆたか一丁目15番20号

(変更後)



名 称	住 所
ウエルシア酒田ゆたか店	酒田市ゆたか一丁目15番20号

4 変更年月日

令和3年6月28日

5 届出年月日

令和5年2月17日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年7月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和5年7月18日まで縦覧に供する。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア酒田ゆたか店

酒田市ゆたか一丁目15番20号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社大地建設 新庄市角沢字東虫森1171番地5

代表取締役 菅 良一

3 変更する事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 25台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 15台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

4 変更年月日

令和3年3月19日

5 届出年月日

令和5年2月17日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年7月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和5年4月27日（木）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム改修業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年6月30日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去5年間に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、山形県建設事業情報総合管理システムと類似のシステムに係る開発業務又は改修業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、仕様書等の貸出場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年4月11日（火）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月5日（水）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(7)から(9)までに係る事項を証明する書類（(7)に係る事項を証明する書類にあつては、(5)に掲げる要件を満たすことを証明するものに限る。）。以下「証明書等」という。）を提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: System customization and system migration associated with infrastructure update for the Yamagata Prefecture Construction Works Information Management System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. April 27, 2023
- (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2673

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム稼働基盤に係る機器等及びデータセンター賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年3月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（16階）
- (2) 日時 令和5年4月27日（木）午前11時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム稼働基盤に係る機器等及びデータセンター賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、仕様書等の貸出場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年4月11日（火）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月5日（水）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
    - イ 3の(5)に係る事項を証明する書類

- ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Lease of hardware and software and datacenter for the operational foundation of the Yamagata Prefecture Construction Works Information Management System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. April 27, 2023
- (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2673

令和5年3月17日印刷  
令和5年3月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県